

令和元年9月25日招集

第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第9回狭山市農業委員会総会

令和元年9月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農用地利用集積計画案について
 - (2) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (3) 視察研修について
 - (4) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松嶋直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第9回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願（写し）
- ・資料4 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願（写し）
- ・資料5 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました

- ・資料6 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・資料7 農業委員懇親会会計報告
- ・資料8 視察研修行程表
- ・訪問メモ
- ・農業新聞記事
- ・冊子のうねん

となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）

総会終了後に農業委員研修（農地法第3条、農用地利用権設定について）が予定されています。

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 事

議長 只今から、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号14番 小口委員と3番 諸口委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。
農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。

はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。

粕谷委員 今月はこれといった活動はできていません。うちの近所のお茶畑ですが、電話で草刈りを促したが、動いてもらえそうになく、自分で草刈りをすることになりそうです。

議 長 ありがとうございます。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。
仲川委員 入曽は全筆調査をしているが、思うように進んでいません。雨が多かったので、非常に草が多い印象があります。なかなか対処してもらえず、訪問もしたいが、時間がなくてできていないです。何か新しい方法で農地の適正管理を促せるアイデアを持っている人がいたら教えてほしいです。

議 長 ありがとうございます。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。
山下委員 9/20～22日にかけて全筆調査をしました。意外だったのが、前回草畑だったところが解消されているのが印象に残りました。

議 長 ありがとうございます。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。
平本委員 2日ほど全筆調査を行いました。1号農地、2号農地については変化なしでした。3号については、手入れできる場所は面積的にも増えていました。できないものはできないと思います。面会も追々できればと思います。

議 長 ありがとうございます。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。
小谷野委員 3回に分けて見回りしましたが、全体的に草畑が増えていると思いました。農道も草の繁茂のために車がすれ違えないようなところもありましたので、今後改善できるか見ていきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。次に松村推進委員、お願いします。
松村委員 笹井の有名な茶畑ですが、2箇所のうち1箇所は草畑が手入れされていました。サギノミヤ製作所の近くだが、畑なのにパイプで囲っているところがあり、背丈ほどの草になっている。訪問し、意向を聞いたところ、土建屋に頼みますとのことでした。

利用権については、笹井の花屋さんが広瀬の畑を借りて、菊のポットを並べて花を育てています。

議 長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。
渡邊委員 今月は調査が殆どです。昨年よりも草は増えています。借り手探しですが、灌水が入っていないと借り手が見つけません。特に面積を増やしている担い手は、地域のために動いている訳ではないので、灌水のないところではやらない。灌

水組合は、新たな人でもお金を払えば水が使えるという条件を作っているところもあるが、当初負担をしなかった人には使わせないという考え方が強い地域もあります。権限のある外部の人間が話をしてくれれば、動いてくれるのではないかと思うので、機会があれば力添えをいただきたいです。

遊休農地については、やらない人はやらないので、どうするのか事務局と整理ができないでしょうか？現状、畑だったのに、草地になりそうなところならば、推進員でもどうにかなりそうなものですが、雑木の生えているところに毎年同じ話をしても、推進員の力ではどうにもならず、かたのつく話ではありません。全筆調査の対象から消去してほしいです。

議 長

ありがとうございました。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。

事務局

今、渡邊委員長からお話ありましたが、灌水のないところの件については、ねぎはあまり水がいらぬのですよね？そういうところで、使ってもらってもいいのかな、と思います。(灌水を)掘ったら掘ったで、干渉しあって共倒れになってしまう問題があると思うので。

今後の人農地プランで、灌水のありかた、農地の今後のあり方と相まって研究していく必要が出てくると感じているところです。

放棄地については、毎年荒れていく推移を見守らねばならないのか、そういうところは削除してしまっているのではないかという話でしたが、本来の国の方針であれば非農地判定という手続きとる考えもあるが、埼玉県では非農地判定が飯能や、越生などの中山間地のようなごく一部でしか認められていません。ということで、遊休農地も見ていかねばなくなってきました。ただ、柏原では、造園屋に貸して山になっていたところが伐根して3条で許可になった事例も稀ですがあります。売り買いしたいときに荒れ放題の土地があれば許可できないので、締め付けを強めて是正を求めるしか今のところ方法がありません。狭山だけでなく、どこも抱えている問題ですが、非農地判定にしてしまうと農地法から漏れてしまい「農地でないから転用も好き勝手にできてしまう」と、乱雑な転用に繋がり、地域の農業環境にも影響が出て来ることになります。県にも聞いてみて、先進的な事例があれば、活動に使えればと思っています。何か他にございますか？活動報告は、承認いただいたものといいたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第3条項の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員

議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市堀兼字平野194番1、地目は畑、地積は1,731㎡です。現在は耕起中となっています。許可後はキウイフルーツの作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市堀兼に居住する農業者で、総耕作面積は、87,207.41㎡です。

その内訳としましては、所有面積で畑が87,207.41㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

田口委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上赤坂字霞ノ丘44番1、地目は畑、地積は2,756㎡です。現在の利用状況は一時転用、鉄塔建替の資材置場となっています。許可後はキウイフルーツの作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市堀兼に居住する農業者で、総耕作面積は、87,207.41㎡です。

その内訳としましては、所有面積で畑が87,207.41㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作している 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではない
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではない 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事する 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得している 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではない 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでない 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。採決に入る前に、事務局に説明を求めたいのですが、農地法第3条は、農地を農地として売買が原則になっていると思いますが、本件については東京電力の高圧線の資材置場用地として一時転用中で、現状は農地としては認めがたい状況です。そういう中で、農地法第3条の許可案件として成り立つものかどうか、各委員さんに詳しく説明してください。

事務局

今回の場所は、筆の全てが一時転用されている訳ではなく、およそ半分を使っていますが、そちらのほうで作付けの準備をしていく分には、問題ないと考えています。法的にも賃借権がついている一時転用—所有権の移転は法律的にはありえます。また一時転用の許可を出した川越農林振興センターに確認したところ、電源開発の一時転用が引き継がれるならば特に問題はないという話でした。

議 長

現在の東京電力との契約を継承するということによろしいですか。

事務局

はい、そうです。

議 長

ほかにご質疑ございますか？

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(資料3、整理番号1番の説明、5筆については納税猶予願いが出ている。)

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。諸口委員、申請者に問題はありますか？

諸口委員

問題ありません。

議 長

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

次に、整理番号2番、3番について、関連がありますので、一括審議とします。また、整理番号2番、3番については、議席番号10番 小野田氏に直接関連する案件なので、小野田氏は、農業委員会法第31条の規定により参与できません。しばらく退席をお願いします。

(小野田氏退席)

それでは、整理番号2番、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長

(資料3 整理番号2番、3番の説明。9筆の納税猶予願い。)

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。宮岡委員、申請者に問題はありませんか？

宮岡委員
議長

問題ありません。

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。小野田氏は自席へお戻りください。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長
松村委員
議長

(資料4の説明。)

松村委員、特に問題はありませんか。

問題ありません。

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。

(1)「農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。

事務局
議長

(資料5の説明、前回借りた農地の、隣の農地を利用権設定するもの。)

説明が終わりました。

松村委員、現地等はどうでしょうか。

松村委員
議長

一生懸命やっています。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

整理番号1番について、賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に(2)「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について」、事務局から説明を求めます。

事務局 (資料6、農地法第3条、4条、5条の規定による届出について)
第3条届出は4件あり、全て相続による。第4条届出は3件、第5条届出は2件。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようです。

次に(3)視察研修について、事務局から説明を求めます。

事務局 (資料8視察研修)
令和元年10月9日(水)行程表の説明。
八ヶ岳中央農業実践大学校
バスは事務局で手配。防災倉庫前に7:15集合出発。
視察先の土産(お茶3,000円程度)負担金一人あたり150円程度をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようです。

その他について、委員から何かありますか。

事務局からは何かありますか。

事務局 (資料7農業委員懇親会会計報告)8月26日(月)に開催した懇親会の会計報告

(津南町農業体験事業に係るお土産代負担のお願い)

10月5日(土)に稲刈りが行われる。

津南町農業委員会への土産(お茶と菓子折り6,000円程度)負担金一人あたり300円程度をお願いいたします。

(訪問メモ)

先月、ご指摘があったところを修正したものを。

(冊子のうねん、農業新聞記事)

今後の活動の参考にしてください。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、これをもちまして、第9回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。